

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制 に関する条例のあらまし

1. 条例制定の目的

生活環境の保全を目的とし、土砂等の埋立て等について次のように必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図ります。

◎有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止します

◎面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の土砂等の埋立て等を行おうとするときは、原則として市長への届出が必要です。

用語の意味

○土 砂 等…土砂及び土砂に混入し、又は付着した物

○埋 立 て 等…土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積

○小規模埋立等事業…土砂等の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該区域の面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満であるもの

○一時仮置き事業 …小規模埋立等事業に該当するものであって、土砂等の搬入開始の日から 1 年を超えない期間において当該土砂等を他の場所へ搬出することを目的として行う事業

○事 業 者…主体的に土砂等の埋立て等を行う者

2. 禁止される埋立て等とは

土壤基準に適合していない土砂等の埋立て等及び崩落等が発生するおそれのある土砂等の埋立て等を行ってはけません。なお、「土壤基準」とは、環境基本法で定められている土壤の汚染に係る環境基準であり、有害な 29 項目の物質の濃度の基準です。

3. 土砂等を排出する方へ

土壤の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等の埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

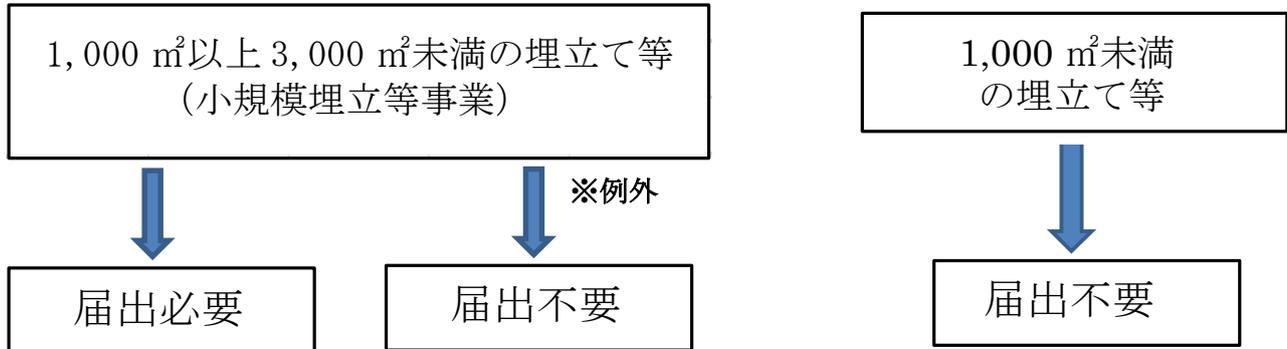
4. 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壤の汚染を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気付いたら、直ちに市に通報してください。

伊勢崎市

5. 届出が必要な埋立て等とは

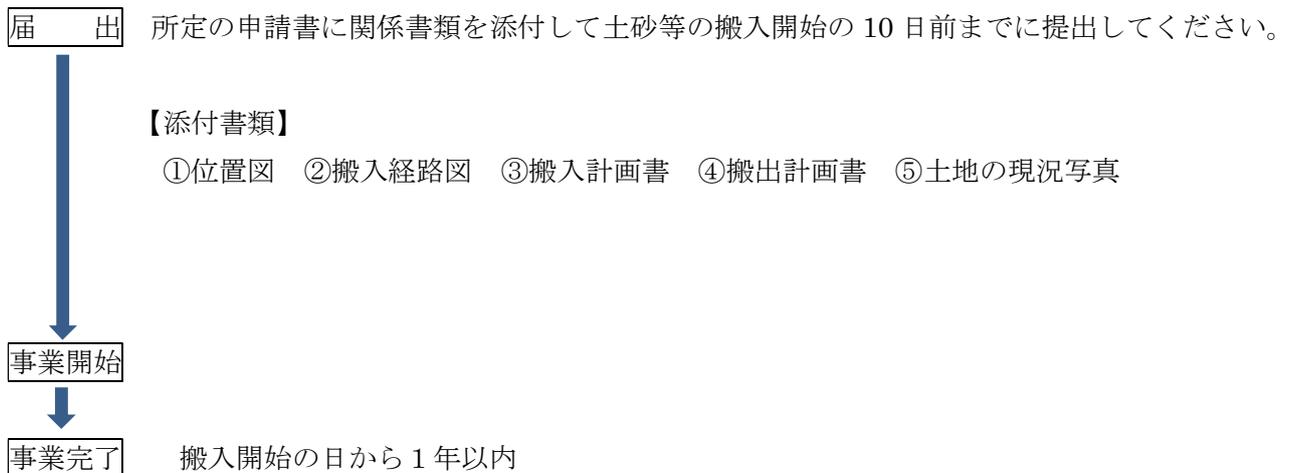
小規模埋立等事業を行おうとする事業者は、小規模埋立等事業を行おうとする区域ごとに、原則として市長への届出を行わなければなりません。



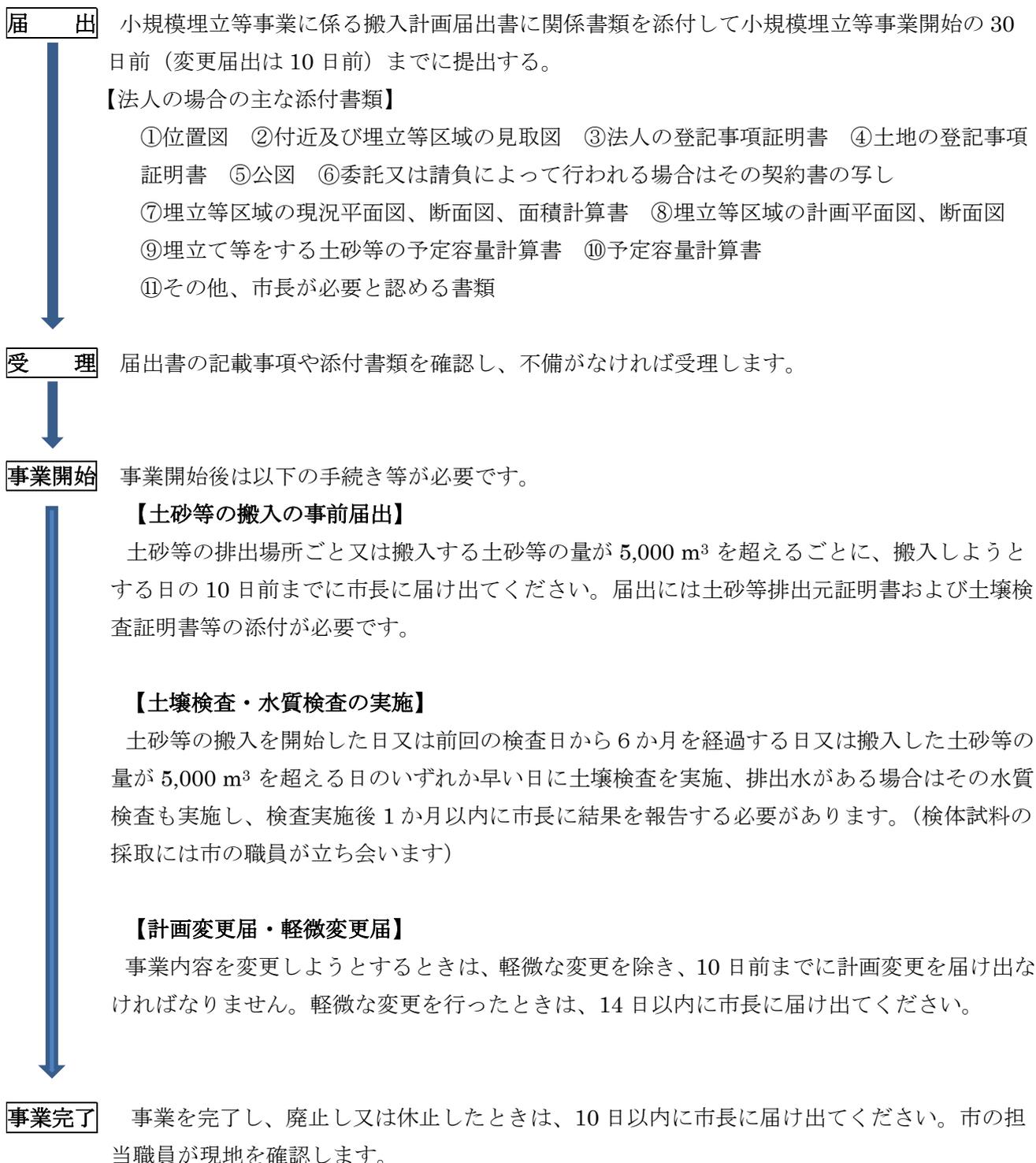
※例外的に届出が不要なもの

- ①土砂等の埋立て等を行う区域から排出され、又は採取された土砂等のみによる埋立て等
 - ②国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等（委託又は請負により行うものを含む。）
 - ③法令等の規定による許可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
 - ④この条例若しくはは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う埋立て等
 - ⑤一時仮置き事業であって土砂等の搬入を行う 10 日前までに市長に届け出たもの
 - ⑥その他無秩序な土砂等の埋立て等のおそれがないものとして規則で定める土砂等の埋立て等
- ※3,000 m²以上の場合は、市長への届出は不要ですが、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」により知事への届出を要する場合があります。

6. 一時仮置き事業の手続きのながれ



7. 小規模埋立等事業の手続きの流れ



9. 次のような場合には、改善勧告を行うことがあり、従わない場合は改善命令を行う場合があります。

- 搬入計画を届け出ずに事業を行った場合
- 1年を経過して一時仮置き事業を行った場合
- 土砂等の搬入時の事前届出を行っていない場合
- 土壌・水質検査義務違反及び検査結果報告義務違反
- 書類備え置き義務違反及び書類閲覧要求拒否
- 事業者、土砂等を排出する者、土地の所有者、その他の土砂等の埋立て等に関係する者が、報告義務違反、虚偽の報告、検査等の拒否、虚偽の答弁をした場合

10. 措置命令

搬入計画や変更計画を届け出ずに事業を行った場合、土壌の汚染の発生を防止するため、市長から事業者に対して期間を定めて必要な措置を講ずるように命令する場合があります。

11. 事業者への協力要請等

事業者、土砂等を排出する者、土地の所有者その他の土砂等の埋立て等に関係する者に対し協力要請を行うことがあります。また、条例施行に必要な限度で、報告の要求や、立ち入り検査、書類等の検査をすることがあります。

12. 次の場合には刑罰が科されることがあります

措置命令違反	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
改善命令違反 土壌基準に適合しない埋立て等禁止命令違反	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
搬入計画の届出義務違反 変更計画の届出義務違反 土砂等搬入時の事前届出義務違反 土壌・水質検査結果報告義務違反 報告徴収応答義務違反 立入検査忌避	50万円以下の罰金
軽微変更届出義務違反 事業完了等届出義務違反 書類等保存義務違反	30万円以下の罰金

《問い合わせ先》

伊勢崎市環境部環境政策課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市柴町954番地

電話 0270-27-2733 FAX0270-24-5388